

三島市汚水処理広域化・共同化可能性調査業務企画提案仕様書

1 業務の目的

近年、下水道事業の経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められている。これを踏まえ国土交通省では総務省、農林水産省、環境省と連名で、全ての都道府県に対し、平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定を要請しているところである。

三島市の公共下水道事業は、三島処理区（単独公共下水道）と西部処理区（狩野川流域関連公共下水道）で構成されている。三島処理区では、末端の三島終末処理場の耐震化や改築の必要性から、事業継続に向けた多額の費用を要する可能性がある。一方で、三島処理区は狩野川流域（西部・東部処理区）と比較的近接した位置関係であることから、将来的には狩野川流域下水道（西部・東部処理区）への編入についての可能性がある。

本業務は、三島処理区三島終末処理場の継続を含めた今後の在り方を検討するとともに、狩野川流域下水道（東部・西部処理区）を活用した、広域化の可能性調査を行うことを目的とする。

2 業務の対象

広域化可能性調査 一式

三島処理区 1,026ha（基本計画）西部処理区 796ha（基本計画）

3 業務の条件

- (1) 流域下水道への広域化可能性調査については、検討過程において受入側の狩野川流域下水道（東部・西部処理区）の施設への影響の検討が必要となるが、その検討は静岡県より借用する下水道事業計画で把握できうる情報を基に行うものとする。
- (2) (1)の結果を踏まえ、今後概ね50年の三島市公共下水道のあり方の検討を行うものとする。

4 業務の内容

(1) 基本事項の検討

ア 現時点における三島処理区及び狩野川流域下水道（東部・西部処理区）の整備・改築計画等について整理する。

イ 三島処理区の財政・維持管理状況（水量・負担金等）、計画諸元等を整理し、検討に使用する諸元設定を行う。

ウ 現在の狩野川流域下水道（東部・西部処理区）の整備・維持管理状況（水量・負担金等）を整理する。

(2) 根幹的施設の配置検討

三島処理区から狩野川流域下水道（東部・西部処理区）への接続ルート検討及び既存施設の改築更新等の検討を行う。検討にあたっては、既存幹線や中継ポンプ場からの接続、終末処理場のポンプ場化による接続など4ケース以上を抽出する。（4ケースとは、①三島処理区を東部処理区へ、②三島処理区を西部処理区へ、③三島及び西部処理区を東部処理区へ、④三島及び西部処理区のまま）

(3) 污水管渠及び污水ポンプ場計画

(2)の各ケースに対し、狩野川流域下水道（東部・西部処理区）への接続に必要となる幹線管渠又は圧送管について必要な計画を策定する。ルート選定においては、下水道台帳を基に調査し、流域幹線の流下能力を踏まえつつ、可能な限り効率的かつ経済的なルートを選定する。

また、選定したルートに対し、ポンプ場の必要性について検討するとともに、既存の施設の活用や新規施設の設置など、さまざまな角度から検証し、効率的かつ経済的な施設配置の検討を行う。検討結果に基づき、施設配置図や容量計算等の必要な書類を作成する。

(4) 受入側施設の影響検討

流域編入を行う場合の狩野川流域下水道（東部・西部処理区）内施設の影響について、施設能力の面から事業計画図書を基に検討を行い、その結果を取りまとめる。

(5) 財政計画の策定

ア 三島処理区維持継続と流域下水道編入（4 ケース以上）に要する概算事業費（建設費、改築費、維持管理費、耐震化事業費等）を算出する。

イ 概算事業費の算出は、財源内訳（国費・県費・起債・市費）について算定し、本市実質負担額を確認する。

ウ 三島処理区維持継続と流域下水道への編入（4 ケース以上）の財政シミュレーションを行い、各ケースの下水道事業の経営の見通しをそれぞれ評価する。

エ 三島処理区維持継続と流域下水道への編入（4 ケース以上）で施工性、維持管理性、経済性等の観点から総合比較を行い、流域下水道の広域化の可能性と編入にあたっての市側の条件整理を行う。また、処理区変更による将来の流域下水道運営への影響についての条件整理を行う。

(6) 環境への影響確認

流域下水道への編入を行う場合の「河川に及ぼす影響」「汚泥処分計画」等の環境基準に合致するか確認する。

(7) その他

上記項目以外で検討すべき事項や新たな企画など、本業務を実施する上で、必要と考えられる事項があれば、提案し検討すること。また、国等が公表している、広域化・共同化計画策定マニュアルなどを参考に整理すること。

5 共通事項

(1) 提出図書の作成

調査・検討内容を報告書として取りまとめ、提出図書を作成する。

(2) 打合せ協議

本業務に係る打合せは、着手時、中間（3回）、完了時の計5回を原則とするが、協議先が多岐にわたるため、協議に応じ打合せ回数は増えるものとする。

(3) 照査

照査技術者は、本業務の検討内容及び提出図書の妥当性について照査を行う。

6 提出図書

本業務の提出図書は以下のとおりとする。

- (1) 報告書 A4 版 5 部

- | | | |
|----------|------|------|
| (2) 概要書 | A4 版 | 10 部 |
| (3) 議事録 | A4 版 | 5 部 |
| (4) 参考資料 | A4 版 | 5 部 |
| (5) 電子成果 | CD | 5 部 |

ただし、必要により提出図書が追加される場合がある。

7 成果の帰属及び秘密の保持

(1) 成果の帰属

本業務による成果物は、三島市に帰属する。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を業務中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

8 その他

- (1) 本業務において、資料提供者に関する交通費等が発生した場合には、受託者において、全ての手続を行い、その経費を負担する。
- (2) 受託者は、本仕様に疑義が生じたとき、成果物に修正の必要が生じたとき又は企画提案仕様書により難い事由及び記載されない事項が生じたときは、三島市下水道課と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。
- (3) 本業務の遂行に際しては、選定委員会で選定された企画提案書を基に、事業内容・実施手法等の内容について、修正・調整等を行う場合があるものとする。